

「ビジネスチャレンジサポート事業」

ビジネスチャレンジサポート事業とは？

市内において新たに小売店、飲食店、事務所等（店舗等）を開業、又は別店舗等を新たに開業する小規模企業者に対して、店舗等の賃借料、改修・設備費用、研修参加費等の一部を補助します。

補助の対象者は？

- 新たに店舗等を開業、又は別店舗等を新たに開業する小規模企業者であること
- 商工会の会員又は会員になることが確実であること
- 市税等を滞納していないこと
- 週5日以上営業又は活動すること
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可又は届出が必要な事業を行っていないこと
- 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者又は開業する店舗等が小規模事業者に該当すること
- 新規出店に関し、他の補助金その他の給付を受けていないこと
- 初めてこの補助金の交付を受けること
- 次の要件をすべて満たしていること

（暴力団関係者ではないこと、宗教活動・政治活動ではないこと、店舗所有者・管理者その他当該店舗に関して権限を有する者と親族ではないこと、清算・破産または更生・再生手続開始の申立てがなされていないこと）

店舗賃借料、店舗改修・設備費補助の対象となる経費・補助率・補助の限度額は？

補助対象経費	補助率	補助額
店舗等賃借料 店舗等の借用に係る賃借料 ※敷金、礼金は補助の対象となりません。	補助対象経費の2分の1以内の額	1月あたりの限度額4万円 補助期間は最大12か月
店舗等改修・設備費 開業前に実施する店舗等の改修・設備費に係る費用	補助対象経費の2分の1以内の額	上限50万円 開業年度のみ
申請期限 開業する1か月前まで（開業する日が4月中の場合は、開業の日から10日以内の日まで）		

研修参加費補助の対象となる経費・補助率・補助の限度額は？

補助対象経費	補助率	補助額
研修参加費 店舗等賃貸借補助金又は店舗等改修・設備費補助金の交付決定の日から1年以内に経営等に関する研修会、指導会、講習会等に参加する受講料、交通費、教材費等 ※資格取得のための経費は補助の対象となりません。	補助対象経費の3分の2以内の額	上限20万円
申請期限 研修終了後10日以内		

必要な書類

①店舗等賃貸借、改修及び設備費補助金

- 申請書等（様式第1号、2号、3号、4号、5号）
- 店舗等賃貸借契約書の写し
- 改修及び設備等見積書の写し
- 改修前の図面及び写真
- 住民票の写し
- 商工会に加入したことが分かるもの

②研修参加費補助金

- 研修等の受講証、その他研修等に参加したことが分かる書類の写し
- 参加した研修等の受講料、交通費、教材等の領収書の写し

その他

- 補助金は、今回の申請をもとに審査を行い、交付の決定を行います。申請のみで交付が確定するものではありません。
 - 店舗等改修・設備費補助金は、改修等終了後に提出していただく実績報告書等を審査し、補助金交付額を確定します。
 - 店舗等賃借料補助金は、年度ごとに提出していただく実績報告書等を審査し、補助金交付額を決定します。開業する日の翌月から12月を経過する月までの賃借料が補助金の交付対象となります。
 - 申請時に揃えることが出来なかった書類は、手元に届きましたら提出してください。
 - （商工会に加入したことが分かる書類など）
- * この書面に記載されている内容は令和2年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。

お問合せ先

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
栗原市商工観光部産業戦略課 事業課
TEL: 0228-22-1220 FAX: 0228-22-0315 E-mail: sangyo@kuriharacity.jp

